

参 考 资 料

○ 戸田市立図書館条例

(昭和58年3月28日条例第3号)

(設置)

第1条 市民の文化、教養、調査研究、レクリエーションに資するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、戸田市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|---------------|
| 戸田市立図書館 | 戸田市大字新曽1707番地 |

2 図書館に次の分室を置く。

| 名称 | 位置 |
|---------------|-----------------|
| 戸田市立図書館上戸田分室 | 戸田市上戸田2丁目18番13号 |
| 戸田市立図書館下戸田分室 | 戸田市下前1丁目2番20号 |
| 戸田市立図書館美笹分室 | 戸田市美女木5丁目2番地の16 |
| 戸田市立図書館下戸田南分室 | 戸田市川岸2丁目4番8号 |

(管理)

第3条 図書館は、戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(事業)

第4条 図書館は、法第3条に掲げる事業及び教育委員会が必要と認める事業を行う。

(職員)

第5条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- (2) 前号の規定にかかわらず、戸田市立図書館下戸田南分室にあつては、毎月の第1火曜日、第3火曜日及び第5火曜日(その日が休日である場合を除く。)
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (4) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日、又は休日である場合を除く。)
- (5) 特別整理期間(毎年1回15日以内)
- (6) その他教育委員会が必要と認めた日

(損害賠償)

第7条 図書館資料(法第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。)若しくは設備、器具等を破損、汚損又は紛失した者は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第8条 法第14条の図書館協議会として、図書館に戸田市立図書館・郷土博物館協議会(以下「図書館・郷土博物館協議会」という。)を置く。

2 図書館・郷土博物館協議会の委員(以下「委員」という。)

は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、10人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(委任)

第9条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

～(略)～

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 戸田市行政センター条例

(平成22年3月12日条例第1号)

第1条 (略)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------------|----------------|
| 戸田市戸田公園駅前行政センター | 戸田市本町4丁目15番11号 |

(構成施設及び業務)

第3条 センターは、次に掲げる施設(以下「構成施設」という。)をもって構成し、当該構成施設の総合的管理その他構成施設の目的を達成するために必要な業務を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第5号の配本所

(構成施設の名称)

第4条 構成施設の名称は、次のとおりとする。

戸田市戸田公園駅前行政センター

(1)～(3) (略)

(4) 配本所 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所(業務)

第5条 構成施設の業務は、規則(配本所の業務は、教育委員会規則)で定める。

第6条 (略)

(休所日)

第7条 休所日は、次のとおりとする。

| 戸田市戸田公園駅前行政センター | |
|--------------------|--|
| 構成施設名 | 休所日 |
| ア 戸田市戸田公園駅前出張所 | (ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (イ) その他市長が必要と認める日 |
| イ・ウ (略) | |
| エ 戸田市立図書館戸田公園駅前配本所 | (ア) 戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 (イ) 戸田市立図書館条例(昭和58年条例第3号)第6条第5号の特別整理期間 (ウ) その他教育委員会が必要と認める日 |

第8条～第16条 (略)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則(配本所については、教育委員会規則)で定める。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第6条及び第8条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

○ 戸田市立図書館条例施行規則

(昭和58年3月28日教委規則第3号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市立図書館条例(昭和58年条例第3号)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

(利用時間)

第2条 戸田市立図書館(以下「図書館」という。)の利用時間は、月曜日から金曜日まで(休日を除く。以下同じ。)は午前9時から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後6時までとする。

2 分室の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

3 配本所(戸田市行政センター条例(平成22年条例第1号)第4条の配本所をいう。以下同じ。)の利用時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後8時までとし、日曜日、土曜日及び休日は午前9時から午後5時30分までとする。

4 戸田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、前3項に規定する利用時間を変更することができる。

(身体障害児等への図書館奉仕)

第3条 身体の障害等により来館できない者は、館長が別に定める方法により図書館奉仕を受けることができる。

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は、図書館の利用を禁止することができる。

(館内利用)

第5条 図書館資料を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

第2節 図書館資料の利用

(図書館資料の館外利用)

第6条 図書館資料の館外利用をすることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 市内若しくは本市に隣接する市区(草加市を含む。)に居住し、又は市内に通勤若しくは通学する者(以下「個人」という。)

(2) 市内の事業所、機関又は団体(以下「団体」という。)(貸出券)

第7条 図書館資料の館外利用をしようとするものは、図書館資料貸出申込書(第1号様式)を館長に提出し、貸出券(第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 館長は、貸出券を交付するに当たり、前条に該当するものであることを証明する書類の提示を求めることができる。

3 図書館資料の館外利用をするときは、その都度貸出券を提示しなければならない。

4 貸出券を紛失したとき又は記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

5 貸出券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(冊数又は点数及び期間)

第8条 同時に館外利用できる図書館資料の冊数又は点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。

| 区分 | 図書館資料 | 冊数等 | 期間 |
|----|------------|--------|-------|
| 個人 | 図書資料・視聴覚資料 | 10点以内 | 15日以内 |
| 団体 | 図書資料 | 100冊以内 | 3月以内 |
| | 視聴覚資料 | 10点以内 | 15日以内 |

(館外利用の制限)

第9条 館長が指定した図書館資料は、館外利用することはできない。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。

(館外利用の停止)

第10条 館長は、図書館資料を期間内に返却しなかったものに対し、一定期間図書館資料の館外利用を停止することができる。

第3節 図書館資料の複写

(複写の申込み)

第11条 図書館資料の複写を希望する者は、複写申込書(第3号様式)を館長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、館長が不適当と認めるときは、申込みに応じないものとする。

2 複写の費用は実費とし、複写を希望する者の負担とする。(複写の責任)

第12条 図書館資料の複写における著作権法(昭和45年法律第48号)上の規定による一切の責任は、当該複写の申込みをした者が負うものとする。

第4節 会議室及び視聴覚室

(会議室等の利用)

第13条 会議室及び視聴覚室(以下「会議室等」という。)を利用することができるものは、市内の学校、社会教育関係団体又はこれに準ずる団体とする。

(利用の手続)

第14条 会議室等を利用しようとするものは、会議室等利用申込書(第4号様式)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第15条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用を承認しない。

(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) その他管理、運営上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 利用目的が異なったとき。

(3) 災害その他の事故により会議室等の利用ができなくなったとき。

2 教育委員会は、前項の措置により利用者に損害が生じた場合においても、その責を負わないものとする。

第5節 移動図書館

(移動図書館の設置)

第17条 教育委員会は、図書館資料を広く市民の利用に供するため、移動図書館を設けることができる。

第6節 配本所

(配本所)

第18条 配本所の業務は、貸出券の交付、予約された図書館資料の貸出し及び図書館資料の返却とする。

2 前項に定めるもののほか配本所に関し必要な事項は、館長が別に定める。

第3章 図書館資料の寄贈及び寄託

(資料の寄贈及び寄託)

第19条 図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈又は寄託しようとするものは、資料の種類、員数、住所及び氏名を館長に申出て、承認を得た後、現品を提出するものとする。

3 寄託資料の利用については、図書館所有の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、寄託資料の館外利用については、寄託者の承認を得なければならない。

4 寄託資料は、寄託者の要求又は図書館の都合により返還することができる。

5 図書館は、寄託資料が天災その他の避けることのできない事情により受けた損害に対して、その責を負わないものとする。

第4章 組織

(事業)

第20条 図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
- (3) 読書案内及び調査研究に関すること。
- (4) 集会及び文化活動の企画、開催に関すること。
- (5) 戸田市視聴覚ライブラリーに関すること。
- (6) 図書館・郷土博物館協議会及び戸田市視聴覚ライブラリー運営委員会に関すること。
- (7) 分室の運営に関すること。
- (8) 配本所の運営に関すること。
- (9) 他の図書館との相互協力に関すること。

(職員)

第21条 図書館に館長(図書館において、戸田市行政組織規則(平成17年規則第7号)第12条に規定する課長と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。)、館長補佐(図書館において、戸田市行政組織規則第13条に規定する主幹と同一の職務を行う者をいう。以下同じ。)、司書、その他必要な職員を置く。

2 図書館に副主幹、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第22条 館長、館長補佐、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第12条から第16条までの規定を準用する。

2 司書は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

第5章 図書館・郷土博物館協議会

(図書館・郷土博物館協議会の構成)

第23条 図書館・郷土博物館協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 会長は、図書館・郷土博物館協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 雑則

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

～(略)～

附則(平成25年教委規則第3号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(様式略)

〇 戸田市教育委員会事務局組織規則

(昭和48年8月29日教委規則第5号)

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項の規定に基づき、戸田市教育委員会事務局の内部組織(以下「組織」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 組織を次のとおり定める。

教育総務課 学務課 指導課 学校給食課 生涯学習課

2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。

| 課等 | 施設 |
|-----------|-------------------------------------|
| 指導課 | 教育センター |
| 学校給食課 | 学校給食センター |
| 生涯学習課 | 上戸田公民館 下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 |
| 図書館・郷土博物館 | 図書館 郷土博物館 |
| 小学校 | |
| 中学校 | |

3 前項に規定する施設のうち、次の表の左欄に掲げる施設に属する施設は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 図書館 | 上戸田分室 下戸田分室 美笹分室 下戸田南分室 戸田公園駅前配本所 |
| 郷土博物館 | 彩湖自然学習センター |

第3条～第6条 (略)

附則

1 この規則は、昭和48年9月1日から施行する。

～(略)～

附則(平成22年教委規則第3号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。